

令和5年度 運輸安全マネジメント実施計画書

(令和5年9月1日～令和6年8月31日)

| | | | |
|------|-----|----------|----|
| 発行日 | | R5.09.01 | |
| 発行部門 | | 総務部門 | |
| 代表者 | 取締役 | 課長 | 係長 |
| | | | |

| 項目 | 内容 | 具体的な実施内容 | 実施結果の評価 |
|----------------|---|---|---------|
| 経営責任者の責務と基本的方針 | <p>1. 経営者の責務</p> <p>(1) 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有するものとし、全社的な安全性向上の取組みを主導し、企業全体に安全意識の浸透を図る</p> <p>(2) 輸送の安全を確保するため、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる</p> <p>(3) 経営管理の手法である計画、実施、評価、改善のサイクルの実践により、継続的に輸送の安全性の向上を図るため、業務の実施及び管理の状況の適否を常に確認し、必要な改善を行う</p> <p>(4) 安全マネジメントを担当する従業員の配置、指揮命令系統その他輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築する</p> | <p>○令和5年度 運輸安全マネジメントにて示達</p> <p>○ ホームページにて安全に関する達成状況を公表 ・営業所でのKYT活動、ヒヤリハットの実施/月1回</p> <p>○巡回管理の実施 ・エコドライブ教育の実施</p> <p>○補助者の任命</p> <p>○アルコールチェックの実施・徹底</p> | |
| | <p>2. わが社の輸送の安全に対する基本的な方針 【公表事項】</p> <p>(1) 全従業員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現のため経営者が主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取組み絶えず安全性の向上を図る</p> <p>(2) 輸送の安全に関する取組み状況等の情報について、積極的に公表する</p> <p>(3) 公共の道路を使用して仕事をしているという認識を常に持ち、運転に関する知識・技能の研さんに努め交通人身事故の防止を図る</p> <p>(4) プロドライバーとしての自覚を高め悪質違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許・無資格運転、過積載運行、最高速度違反、救護義務違反)を絶対させない</p> <p>(5) 運行管理体制及び車両管理体制の充実強化を図り、法令に定められた運行管理及び車両管理が適切に機能するよう配慮する</p> <p>(6) 現場の声を安全性向上方策に継続的に反映させる等、全体の安全性を計画的に向上させる。</p> <p>(7) 参加・体験・実践型の研修・指導等の実施により、運転者の能力向上を図る</p> <p>(8) 安全に対する基本的な方針及びそれに基づく目標・計画を従業員に周知徹底する</p> | | |

| 項目 | 内容 | 具体的な実施内容 | 実施結果の評価 |
|------------------|---|---|---------|
| 基本方針達成の具体的な目標・計画 | <p>1. 目標の設定【公表事項】</p> <p>(1)「今年度、人身・物損事故をゼロに」令和5年度上期目標</p> <p>ア. 重大人身事故ゼロ</p> <p>イ. 物損事故 ゼロ</p> <p>2. 目標達成のための計画</p> <p>(1)運行管理体制の充実強化</p> <p>ア. 点呼及び指導監督等の運行管理業務を確実に実施できるように運行管理者の勤務体制を確立するとともに適任者を育成し選任する</p> <p>イ. 運行管理者の業務の実施状況について、その適否を適宜確認し指導監督する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者教育研修の実施・・・1回／年 <p>ウ. 過労運転の防止を図るため、運行管理者に対して個々の運転者の拘束時間・運転時間・連続運転時間・休憩時間・休息期間等の労働時間等を把握管理させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転日報による管理 <p>(2)教育及び研修の充実強化</p> <p>ア. 運転者等の年令、経歴、能力等に応じて、教育マニュアル、外部講師の研修等を活用し人材育成を図る</p> <p>イ. 安全マネジメントに係る要員に対する教育・研修を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任運転者は初任診断を受診させる他、国土交通省告示第1366号に準拠した教育・研修を行う ・現任の運転者に対しては国土交通省告示第1366号に準拠した内容の教育・研修を計画的、効果的に実施する(年間の実施計画を別に定める) <p>ウ. 整備管理者教育研修の実施・・・ 1回／年</p> <p>エ. 自動車メーカー・教習所等に講習会・セミナー等を設けて頂き、積極的に参加する</p> <p>オ. 年間教育計画を策定し、実施する。</p> <p>(3)運転者台帳を確実に作成(補正)し、運転者の安全管理に活用する</p> | <p>○運行管理者及び補助者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者講習の受講の推進及び補助者の任命 <p>※人事異動による変動があっても人員不足が出ない体制作り</p> <p>○安全運転教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故防止対策マニュアルによる安全教育の実施 ・運輸安全マネジメントを群馬環境GSと連動させ、教育・研修の実施計画書を作成し、運輸安全マネジメント及び群馬環境GSの教育・研修とする ・初任運転者は外部研修機関を利用して、教育研修を行う ・一般ドライバーは本社にて、適宜、教育研修を実施する ・エコドライブの推進(急の付く運転の防止教育) ・群馬県トラック協会主催の講習への参加 <p>・年間教育計画書</p> | |

| 項目 | 内容 | 具体的な実施内容 | 実施結果の評価 |
|------------------|---|--|---------|
| 基本方針達成の具体的な目標・計画 | <p>(4)群馬環境 GS における環境行動計画を作成し、実施する</p> <p>ア. 環境保全の為の仕組み・体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の定期的な実施 <p>イ. エコドライブの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度実績に対しての燃費向上を図る ・給油ごとに燃費実績を把握し、燃費意識向上を図る ・エア・オイルフィルタを定期的に清掃及び交換する <p>ウ. 低公害車の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入計画書を作成し、実施する <p>エ. 自動車の点検・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月、6ヶ月の法定点検の遵守 ・始業前点検の実行 <p>オ. 廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進</p> <p>カ. 管理部門(事務所)における環境保全の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所でのエネルギー使用量、廃棄物排出量を把握し、環境保全計画を作成し、実施する <p>(5)輸送の安全に関する情報(事故事例、ヒヤリハット事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5S、KYT活動、ヒヤリハットの実施 ・運転者等が共有するため事例等の掲示 <p>(6)交通事故、災害等が発生した場合の報告連絡体制及び指揮命令系統を定め事故報告の内容が速やかに社内に伝達されるよう整備しておく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各営業所間の水平展開 <p>(7)輸送の安全推進に係る行事等を計画する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全週間に併せて特別輸送安全週間キャンペーンを実施する | <p>○巡回によるエコドライブの教育を実施する</p> <p>○令和 5 年度の燃費目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大積載量 5t未満・・・昨年実績の1%の燃費向上 ・ " 5t以上・・・昨年実績の1%の燃費向上 <p>○エア・オイルフィルタを定期的に清掃及び交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オイル交換・・・車検時 ・オイルフィルタの交換・・・車検時 ・エアフィルタの清掃・・・20,000km前後 10% ・オイルフィルタの交換・・・40,000km 10% <p>○3t車以上の車輛のエコタイヤの装着検討</p> <p>○始業前点検表にて着実に実行</p> <p>○教育計画書にて計画し、実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に営業所ごとに5S、KYT活動、ヒヤリハットを計画し、実施する ・添乗による安全運転教育の実施 <p>○報告連絡体制図・指揮命令系統図及び連絡網を維持し、活用する</p> | |

| 項目 | 内容 | 具体的な実施内容 | 実施結果の評価 |
|----------------|--|--|---------|
| 安全マネジメントの適確な実施 | <p>1. 安全マネジメントを適確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の課程を円滑に進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月次会議にて、PDCA確認を実施する <p>2. 安全マネジメントを実施するに当たり、相互に密接に関連する他の事業者がある場合は緊密に協力し安全性の向上に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県トラック協会等との情報交換・活動への参加 ・自動車メーカー・教習所等との情報交換及び講習会・セミナー等を設けて頂き、積極的に参加する <p>3. 下請事業者にアウトソーシングする場合は、当該下請事業者の安全マネジメントを阻害することのないよう配慮するとともに可能な限り協力するよう努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ | <p>○月次会議において実行、評価及び改善を報告する</p> <p>○協力業者は極力使わない</p> | |
| 事故発生時の改善策 | <p>1. 重大事故・災害の発生、人身事故の連続発生及び悪質交通違反の取締等を受けた場合は、速やかに、原因を分析し、改善方策を立て全社的に教育・研修を実施し再発の防止を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理規定実施細則により実施 ・巡回指導により添乗等により技術指導等を行い、再発防止に努める ・KYT活動により、危険箇所を特定し、予防処置を図る ・原因を分析し、改善方策を立て、月次会議にて発表し、検討する | <p>○事故発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故・クレームの業務フローに基づき、事故報告書を作成し、再発防止に努める ・事故当事者に対して添乗教育の実施 ・事故・物流不具合管理表を作成し、事故原因を分析し、再発防止策及び予防処置を実施する ・月次会議にて報告する | |

| 項目 | 内容 | 具体的な実施内容 | 実施結果の評価 |
|-------|---|---|---------|
| 情報公開等 | <p>1. 次の事項を毎事業年度の経過後100日以内に、インターネットの利用その他の適切な方法により毎年度、外部に対し公表する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送の安全に関する基本方針 ・輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況 ・自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (前年度の総件数及び事故類型別の事故件数) <p>2. 輸送の安全に係る以下の処分を受けた場合は、その内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送の安全確保命令 ・事業改善命令 ・自動車その他の輸送施設の使用停止処分 ・事業停止処分 | <p>○公表の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社ホームページへの掲載または営業所内に掲示する | |
| 記録の管理 | <p>1. 運輸安全マネジメントの実施状況が分かるように記録、保存する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策、チェック(評価)の結果(目標の達成状況)、その他輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存する | <p>○輸送の安全に関する達成状況を作成する</p> <p>○月次会議資料および議事録を作成し、記録する</p> | |